

横瀬町パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



横 瀬 町

目次

1	パートナーシップ宣誓制度について	3
2	宣誓することができる方	3
3	宣誓の流れ	4
4	宣誓に必要な書類	6
5	交付書類	7
6	パートナーシップ宣誓証明書の再交付	10
7	届出事項の変更	10
8	パートナーシップ宣誓証明書の返還	10
9	Q & A	11
	横瀬町パートナーシップの宣言の取扱いに関する要綱	14

1 パートナーシップ宣誓制度について

横瀬町では、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまち「Colorful Town(カラフルタウン)」を目指すため、令和4年4月1日から「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

この制度は、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係にある2人が宣誓し、町が宣誓した事実を証明するパートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カード(以下「証明書等」という。)を交付するものです。婚姻関係とは異なり、宣誓により法的な効力が生じるものではありませんが、2人の思いを尊重するとともに、お互いが人生のパートナーとして、自分らしくいきいきと活躍されることを応援するものです。

2 宣誓することができる方

パートナーシップ宣誓制度を利用できる方は、次の要件すべてに該当する方です。

- (1) 双方が成年に達していること。(民法改正により、令和4年4月1日から成年が「満18歳以上」になります。)
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ① 双方が町内に住所を有していること。
 - ② 一方が町内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に町内への転入を予定していること。
 - ③ 双方が宣誓の日から1か月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がいないこと及び現に他の者と宣誓をしていないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者同士(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族)でないこと。ただし、双方が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後には宣誓することができます。
 - 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
 - 三親等以内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
 - 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓の流れ

(1) 宣誓要件の確認

- 2人が宣誓できる要件に該当するかご確認ください。

対象者の要件は、3ページの「2 宣誓することができる方」を必ずご確認ください。



(2) 宣誓日の予約

- 宣誓を希望する日の7日前までに、電話、メール等で宣誓にお越しいただく日時の予約をしてください。

【宣誓日時】

- ・ 月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く）
- ・ 午前8時30分から午後5時15分まで

※宣誓日時がご希望に添えない場合があります。

- 予約・問い合わせ先

横瀬町役場 総務課 庶務グループ

電話：0494-25-0111

メール：soumu@town.yokoze.saitama.jp



(3) 必要書類の準備

- 必要書類は、6ページの「4 宣誓に必要な書類」をご確認ください。

なお、必要書類の取得に係る費用はご自身の負担となります。また、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。（戸籍の取り寄せなど）



(4) パートナーシップ宣誓

- 予約した日時に必要書類を持参し、パートナー2人揃ってお越しください。
- 本人確認書類を提示の上、必要書類をご提出ください。
- 職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」に自署します。
- 宣誓後、「パートナーシップ宣誓書」の写しをお渡しします。



(5) 証明書の交付

- 宣誓の要件を満たしていることが確認できた場合、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を即日交付します。
- なお、交付まで30分から1時間程度かかります。



(6) 転入確認（該当者のみ）

- 一方または双方が横瀬町に転入予定の場合は、横瀬町パートナーシップ宣誓書受付票を交付します。転入後、宣誓から1か月以内に、「パートナーシップ宣言事項変更届」と転入の事実が確認できる書類（住民票の写し等）を提出してください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・宣誓される日に、町職員の面前で記入・署名します。（自ら署名できない場合は、代筆も可能です。）

(2) パートナーシップ宣誓に関する確認書

- ・宣誓前に「確認事項」の欄を記入し、宣誓時に署名を行ってください。

※ (1)・(2) は窓口に備えているため、持参の必要はありません。

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

- ・1人につき1通提出してください。（発行から3か月以内。同一世帯のときは、2人の記載がある住民票を1通）
- ・個人番号、本籍、世帯主との続柄の記載は不要です。

(4) 独身であることを証明する書類（戸籍抄本・独身証明書等）

- ・独身証明書又は戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。
- ・外国籍の方は、大使館などが発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等とその日本語訳文を提出してください。

(5) 本人確認書類（次のいずれか1点又は2点を提示してください。）

- ・1点の提示が必要となるもの（官公署が発行した顔写真付き証明書等）
個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）等
- ・2点の提示が必要となるもの
健康保険証、年金手帳等

(6) 通称を使用していることが確認できる書類（通称を使用する方のみ）

- ・社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料を提示してください。

5 交付書類

第 号

横瀬町パートナーシップ宣誓証明書

年 月 日生

年 月 日生

お二人が、横瀬町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

年 月 日

横瀬町長

印

(裏)

この証明書の提示を受けた方へ

横瀬町は、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまちを目指しています。

この証明書は、法的な効力を有するものではありませんが、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であると宣誓されたことを横瀬町として証するものです。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認等）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

通称名を使用している場合

以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

通称名		
戸籍上の氏名		

(表面)

第 _____ 号

横瀬町パートナーシップ宣誓証明カード

横瀬町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、
パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

_____ 様 _____ 様



_____ 年 _____ 月 _____ 日

横瀬町長

Ⓜ

(裏面)

この証明カードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係であると宣誓されたことを横瀬町として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

また、この制度を利用する方の性のあり方（性的指向・性自認等）や、本制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないでください。

戸籍上の氏名※通称を使用する場合

_____ 様 _____ 様

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

_____ 年 _____ 月 _____ 日生

※寸法 縦 53.98mm × 横 85.6mm

6 パートナーシップ宣誓証明書の再交付

証明書の紛失や毀損等の事情により、再交付を希望する場合は、再交付を行います。「パートナーシップ宣誓証明書再交付申請書」を提出してください。

なお、毀損の場合は、証明書を添付してください。申請には本人確認ができる書類（6ページ）が必要です。

7 届出事項の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更内容が確認できる書類（住民票の写し、通称を使用していることが確認できる書類等）を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「6 パートナーシップ宣誓証明書の再交付」のとおり申請してください。

8 パートナーシップ宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や一方又は双方が町外へ転出をしたなど要件に該当しなくなった場合は、証明書等を町に返還する必要があります。「パートナーシップ宣誓証明書返還届」を提出してください。

9 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A 1 結婚は民法に定められた法律行為であり、相続権や扶養の義務等、法律上の権利・義務が生じます。

一方、横瀬町のパートナーシップ宣誓制度は、町の要綱に基づき、2人のパートナーシップを町が証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q 2 法的効力がないのに、なぜ制度を導入するのですか？

A 2 この制度の導入により、性の多様性に対する社会的理解が進み、自分らしく安心して幸せに暮らせることを期待しています。

Q 3 「日常生活において相互に責任をもって協力し合う」とはどういうことですか？

A 3 二人の生活において、必要な費用を分担するなど、経済的、精神的に責任をもって協力し合い支え合うことです。

Q 4 同居していないと宣誓できませんか？

A 4 必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約した関係であることが必要です。

Q 5 どこで宣誓書等の届出書類を手に入れることができますか？

A 5 横瀬町役場総務課の窓口でお渡ししています。また、横瀬町のホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできます。

Q 6 宣誓は、同性のパートナーしかできませんか？

A 6 宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず、宣誓することができますので、同性パートナーに限定した制度ではありません。

Q7 事実婚のカップルは宣誓できますか？

A7 事実婚については、これまでも法律上その存在が明文化されており、婚姻関係にあるものと同様に扱われる事例もあることから、宣誓できません。

Q8 養子縁組をしていると宣誓できませんか？

A8 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者扱いとなり、宣誓することができません。ただし、その養子縁組を解消した場合には宣誓が可能です。

Q9 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A9 代理の宣誓はできません。宣誓者のお二人が揃ってお越しください。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓ができますか？

A10 外国籍の方も、町民又は町内に転入を予定している方であれば宣誓は可能です。宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 横瀬町外に転出するときはどうしたらよいですか？

A11 双方又は一方が横瀬町外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

Q12 パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

A12 宣誓や宣誓証明書等の費用はかかりません。

ただし、宣誓に必要な住民票や戸籍抄本などの交付手数料はご自身の負担となります。

Q13 プライバシーは守られますか？

A13 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。

提出された書類や記載内容等の大切な個人情報は厳しく管理します。

横瀬町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりの人権が尊重され、性の多様性を認め合い、支え合いながら、個性と能力を発揮して、誰もが自分らしく安心して幸せに暮らせるまちを目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に責任をもって協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し宣誓書(第4条第1項に規定する宣誓書をいう。)を提出し、お互いがパートナーシップであることを誓うことをいう。

(宣誓することができる者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達した者であること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓の日から1月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓の日から1月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)及び現にパートナーシップがある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が同席し、横瀬町パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら記入して町長に提出するものとする。ただし、

双方又は一方が自ら記入することができないときは、町職員の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

2 宣誓書には、次に掲げる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 住民票の写し(町内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍抄本、独身証明書その他婚姻をしていないことが確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

3 宣誓をしようとする者は、宣誓する日時等について、事前に町と調整するものとする。

(本人確認)

第5条 町長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) その他町長が適当と認める書類

(通称の使用)

第6条 宣誓をしようとする者は、宣誓書において、氏名と併せて通称(氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると認められるものをいう。)を使用することができる。

2 前項の規定により通称の使用を希望する者は、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類の写しを添付するものとする。

(証明書等の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、第3条の全ての要件を満たしていると認められるときは、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)に対し、横瀬町パートナーシップ宣誓証明書(様式第2号。以下「証明書」という。)及び横瀬町パートナーシップ宣誓証明カード(様式第3号。以下「証明カード」という。)を交

付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、宣誓者が第3条第2号イ又はウに該当する場合は、横瀬町パートナーシップ宣誓書受付票(様式第4号。以下「受付票」という。)を交付するものとする。

3 町長は、受付票の交付を受けた者(以下「被受付者」という。)が第3条第2号アに該当し、第9条に規定する届出があったときは、証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)を交付するものとする。ただし、宣誓した日から1月を経過した場合はこの限りでない。

(証明書等の再交付)

第8条 宣誓者は、当該証明書等の紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を受けようとするときは、横瀬町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第5号)により申請することができる。

2 第5条の規定は、再交付を申請する者に係る本人確認について準用する。

3 第1項の申請があったときは、町長は証明書等を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第9条 宣誓者及び被受付者は、宣誓書に記載した事項に変更があった場合(次条各号に掲げる場合を除く。)は、横瀬町パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号)に、町長が必要と認める書類を添付して、町長に届け出なければならない。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、横瀬町パートナーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号)に証明書等を添付し、町長に届け出なければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(証明の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣言証明を無効とする。この場合において、町長は、パートナーシップ宣言証明無効通知書(様式第8号)により宣誓者に対して、無効となった旨の通知をするとともに、証明書等の返還を求めるものとする。

(1) 虚偽その他不正な方法により証明書等の交付を受けたことが判明したとき、又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当するにもかかわらず、返還の届出をしない場合
(宣誓書の保存及び廃棄)

第12条 町長は、宣誓者のパートナーシップが継続している限り、宣誓書を保存するものとする。ただし、第10条の規定による返還の届出があったとき、又は前条の規定により無効となったときは、宣誓書を廃棄することができる。

(周知及び啓発)

第13条 町長は、パートナーシップの宣誓の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、町民や事業者への周知及び啓発に努めるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

横瀬町パートナーシップ宣言制度 利用の手引き

令和4年4月発行

横瀬町 総務課

TEL 0494-25-0111

FAX 0494-23-9349

メール soumu@town.yokoze.saitama.jp

<https://www.town.yokoze.saitama.jp/>

